

泉南市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

今後も、大阪労働局・大阪府・ハローワークなど関係機関と情報等を共有し、「12万人緊急雇用創出プラン」の理念・考え方を継承した産業・経済施策の実施による雇用創出の取り組みを引き続き推進し、企業・事業主への意識・啓発など指導強化に努め、雇用の確保に向けて大阪府など関係機関と連携し積極的に国へ働きかけたい。(商工労働課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

経済状況の悪化により派遣社員の解雇、また2009年問題と、昨年末から今年にかけてかなりの失業者が出ております。さらには、障がい者・中高年齢者・母子家庭の母親・若年者など、なかでも障がい者・若年者の就労状況は依然として厳しい状況にあります。

今後も、「12万人緊急雇用創出プラン」の理念・考え方を継承した産業・経済施策の実施による雇用創出の取り組みを引き続き推進していくとともに、「雇用・就労支援プログラム」についても大阪府と連携強化を図り積極的に推進してまいりたい。(商工労働課)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

基本的な人権の要素である「雇用・就労」の実現を支援するために、地域就労支援事業を基軸として就職困難者等への自立支援策を推進するため、今後も相談業務の充実を引き続き図ってきたい。

また、職安法の改正により自治体の政策に付帯する業務として無料職業紹介事業を行うことが

できますが、全国の自治体で初めてモデルケースとして和泉市が実施しております。本市といたしましては、今後近隣自治体の動向を見極め検討し、就労支援事業を充実していきたい。

(商工労働課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

市広報等により周知し、商工会と連絡を密にして、講習会の実施等で徹底されるよう努めてまいります。

(商工労働課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度については大阪府が先行して始めました。経過を見たうえで関係部局と調整し、全庁的に考えていきたい。またリビングウェイジについては、大阪府の法定最低賃金との差がかなりあり、現在の財政状況のなかですべての契約書・仕様書において定めることは困難であると思われます。しかしながら最低限の生活ができる賃金水準の実現のため、関係部局と連携し積極的に考えていきたい。

(商工労働課)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

関係部局と連絡を密にし、周知徹底できるよう対策等について検討してまいります。

(商工労働課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

すでに商工会を中心としてものづくり展などを開催しており、今後も継続して実施できるよう連携してまいります。

(商工労働課)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

湾岸部分にあるりんくうタウン地区に進出する企業につきましては「泉南市企業誘致促進条例」に基づき誘致の促進を図っており、現在では約90%の定借・分譲が終わっており、今後も関係機関と連携のうえ誘致促進を図ってまいりたい。あわせて今後は、内陸部への進出を図るための施策を検討してまいりたい。(商工労働課)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

大阪府と連携し拡充を図っていききたい。(商工労働課)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

入札及び見積り等、地場企業を優先して指名しております。(商工労働課)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

商工会と連携し、親企業・下請企業に対して講習会等を開けるようにしたい。(商工労働課)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市のまちづくりの基本指針としてその将来像を「水・緑・夢あふれる生活創造都市 泉南」と定め、地域の個性と特性を活かした夢と活力にみちた泉南市の実現に努めているところです。行財政改革の推進はこの基本指針を財政面で支えるものであり、効果的・効率的な行財政運営を図っているところです。(行財政改革推進室)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、本市の財政状況は極めて厳しく、行財政改革が緊急・重要な課題となっております。そのなかで、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現・産業振興・地域活性化などは重要課題であり、限られた財源を最大限有効活用し多様化する行政ニーズに対応するとともに、市民によりよいサービスを提供するため、効果的・効率的な行財政運営に努めているところです。

行財政改革の推進には、市政運営の透明性の確保、市政への市民参画の促進や情報共有を図るための情報公開は必要不可欠であり、今後も積極的に情報公開を行い市民の協力と理解を得ながら行財政改革の推進に努めます。

(行財政改革推進室)

- (3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

国の地方分権改革推進委員会や大阪府の進める「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の趣旨に則り、地方分権というにふさわしい権限の移譲と、財源となる税源移譲を国及び大阪府に対して求めてまいりたい。

(財政課)

- (4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

市町村の自主財源となる地方税財源の充実、福祉や教育など多様化する住民ニーズに対応するために欠くことのできないものであり、十分な財源確保に向けて、大阪府とともに国に対して求めてまいりたい。

(財政課)

4. 福祉・医療施策

- (1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。
また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務

体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制の整備については、大阪府の「保健医療計画」を受け、泉州医療圏で救急医療・小児科産科医療協議を行っているところです。また、潜在看護師の活用については、地元医師会と協力し、対策を検討してまいります。(保健推進課)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護従事者のメンタルヘルスケアや困難事例への対応等の研修を実施しています。今後も研修の充実に努めます。

また、在宅介護の事業者（地域密着型サービス事業者以外も）に対して一般指導を行い、運営基準に基づいた人員配置がなされているかの確認及び抵触した場合の指導や労働状況の確認を行っています。(高齢障害介護課)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、特別対策等負担軽減を平成21年4月以降も継続して実施します。(高齢障害介護課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実に図ること。

(回答)

保健センター等で、メンタルヘルスをテーマとした健康教室や健康相談に取り組みます。地元医師会とも連携し、相談体制の充実に図ります。(保健推進課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のう

えからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市の公立保育所5ヶ所の児童定員750名、民間保育所2ヶ所の児童定員240名で、合計990名となっています。また、可能な限り児童の定員については弾力化運営を行っており、平成21年2月1日現在の本市における待機児童については0名となっています。

今後も、保護者の方々が安心して子どもを預けられることにより継続的に就労可能な環境を維持していくため、待機児童の解消に努力してまいります。(子育て支援課)

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

近年の社会経済状況による女性の就業志向の高まりなど、働き方の多様化により保育サービスに対する期待も高かつ多様化しており、多様な保育ニーズへの対応と保育の質の向上が課題となっています。また、在宅で子育てしている家庭が子育ての不安を解消し、保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図ることも重要な課題となっています。

そのため本市においては、平成17年3月に「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、多様化する保護者の保育ニーズに応えるべく、入所児童及び在宅児童に対する施策として、平成17年10月にファミリーサポートセンター事業を開始し、平成19年4月に休日保育の実施及び生後57日目からの児童の受け入れの実施、平成20年4月には病後児保育の実施をしてきました。

また、公立保育所5ヶ所及び民間保育所1ヶ所で午後7時までの延長保育を実施しています。(子育て支援課)

(1)ー③ 地域コミュニティとの関わり合いの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることは、子育て家庭等に対する育児不安等の解消を図るうえでも重要であり、そのため、平成14年9月より子育て支援センター事業を展開するため保育所内に「ひだまり」を設置し、保護者への育児相談や子育てサークル等の育成・支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行ってきました。

現在では、4中学校区に1ヶ所の子育て支援センターの設置を終え、様々な活動を実践しています。(子育て支援課)

(1)ー④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

本市の公立保育所は民間保育園に比べ、同一の保育を行うにあたってコスト高になっています。保育事業の充実を図ろうとすれば今以上に財源の確保が必要となります。今後、保育所本来の事業について民間活力を導入し、保育の質の維持または向上を図る必要があります。その施策として、「泉南市立保育所民営化等基本方針」に基づき公立保育所の民営化を推進し、一方で本市の公的な役割は現在の能力を生かして、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に示されている誰もが安心して活用できる子育て支援の仕組みをつくる新規事業へシフトしていく必要があると考えます。
(子育て支援課)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校に受付要員を配置する事業「学校安全対策事業」は、来年度も継続して実施していく。また、放課後の安全対策についても、全小学校区に「青色防犯パトロール」活動が導入され強化を図っているところである。
(指導課)

小学校の警備員として午後5時まで受付要員が配置されているが、生涯学習課では、学童保育終了時間の午後6時までの1時間を配置するようにしている(児童の放課後対策として生涯学習課では学童保育を実施している)。

- ・放課後から午後6時(延長時)まで保育
- ・学童保育を市内8小学校9施設で開設
- ・入会児童数285名(平成19年1月14日時点)
(生涯学習課)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

大阪府は小学校1・2年生での35人学級編制は今後も継続して実施する方向であり、本市としても35人学級編制は継続して実施していく予定である。

また、泉南市キャリア教育推進連絡会議を立ち上げ、幼稚園や小学校から子どもの発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観の育成に努めており、地域・企業・学校が連携した「ものづくり教育」も推進していきたい。
(指導課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と

機能強化を図ること。

(回答)

本市要保護児童対策地域協議会について、本市は平成15年度に子どもの虐待防止ネットワーク「あゆみネット」を立ち上げ、岸和田子ども家庭センターの指導により虐待対応を行ってきました。

平成16年度の児童福祉法の改正を受け、平成18年度に要保護児童対策地域協議会に移行しました。要保護児童対策地域協議会は虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために法的位置付けのある協議会として市長の指定を受け健康福祉部子育て支援課が調整機関となり、運営の事務局は子ども支援センターで行っています。

平成15年度の児童福祉法改正で、市町村は子育て支援事業を実施すること、また平成16年度の改正では児童家庭相談援助活動を行うことという指針が出されました。この2つにより、家庭児童相談室の設置や相談体制の充実とともに、市町村が虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行わなければならなくなり制度が整えられました。また要保護児童の通告先として、従来の児童相談所に加え新たに市町村が指定されました。

市町村の役割が、法改正や厚労省の通達により年々強化されてきたことを受け、市としても要保護児童の対策を強化するため、平成19年度に子ども支援センターに主幹を配置し、家庭児童相談室担当として、市の虐待対応マニュアルや通告受理システムの作成・協議会構成機関への支援・市民啓発の充実に向けての取り組みを進めているところです。

また平成19年度から実施している市民啓発講座は、19年度は西澤哲氏、20年度は山縣文治氏と、ともに虐待や子育て支援等においては第一人者で厚労省の検討会等でも活躍されている方々を招き開催しました。20年度は関係機関のみならず市民の参加も増え、次年度に向けてますます関係機関の研修の充実とともに市民啓発に力を入れる所存です。

平成20年11月可決成立した児童福祉法の一部改正内容に見られる、子育て支援事業の充実や要保護児童対策地域協議会の強化を見越し、児童虐待の未然防止の取り組みの強化と要保護・要支援児童や家庭の支援のため、養育支援訪問事業の実施に向けて準備を進めているところです。

(子育て支援課)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市では、2002(平成14)年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定しており、その計画において、「男女の人権の尊重」を基本的視点とし「女性に対する暴力の根絶」を主要課題と位置付け、夫やパートナー等からの暴力を受けている女性への援助、暴力根絶に向けての啓発、相談体

制の充実など様々な施策に取り組んでおります。

配偶者暴力相談支援センターの設置については、専門のDV相談員の配置が困難なため、2008年9月に泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を設置し、大阪府岸和田子ども家庭センターとの連携のもと、関係機関等が相互に連携し、支援体制の整備・強化を行いました。

このDV連絡会議や市広報・チラシ等を通じて、相談窓口「女性相談（面談）」「女性のための電話相談」の周知、DV防止法の内容についての啓発活動を継続して実施してまいります。

（人権推進課）

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

（回答）

本市では、2002(平成14)年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向とその推進の方策に基づき、様々な取り組みを行ってきました。昨年プランの中間年を迎え、国内外の動向や社会・経済情勢の変化に応じ、大阪府改訂プランの趣旨を踏まえたうえで、計画の実効性を一層高めるため、2011(平成23)年度の目標年度に向けて計画内容の一部改訂を行いました。

改訂にあたっては、プランを推進してきた5年間の進捗状況から、重点課題項目ならびに可能な範囲で「数値目標指標」を設定し、プランの進捗状況の明確化を図っております。目標年度に向けて、計画の実効性を高めていきます。

（人権推進課）

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、早急に計画を策定し実行すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

（回答）

温暖化の最大の原因である二酸化炭素は、私たちの生活のありとあらゆる場面から排出されており、重要なのは一人ひとりの地球温暖化の深刻さに対する意識付けであり、環境家計簿を用いたりして少しでも二酸化炭素の排出量を減らす工夫をしなければならないと認識しています。

「泉南市地域新エネルギービジョン」を内外に向け発信してまいります。また、①渋滞解消を図るため、所轄警察署等関係機関と検討してまいります。②公共交通機関利用促進に向け、啓発を行ってまいります。③担当部門を明確化し、市民に対して啓発を進めてまいります。

(環境整備課)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

清掃課では3R施策の一環として、ビン・缶・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装・新聞・雑誌・段ボール・その他紙製容器包装の分別収集・リサイクルを行っています。

また、生ごみ処理機購入補助金制度・有価物集団回収報奨金制度なども行うとともに、広報や各種団体を通じて分別収集やリサイクルなど資源循環型社会の必要性を訴えており、これからも継続していく所存です。(清掃課)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市では、大規模災害に備え、市内全域の様々な自然災害の発生する危険箇所等の災害情報を提供し、「泉南市地域防災計画」において市内全域に34ヶ所の避難場所を指定しております。また、指定避難場所の位置を地図上に表記した「泉南市総合防災マップ」を作成し、平成19年5月に「広報せんなん」と同時に全戸配布をいたしました。今後も引き続き、広報紙や市のホームページ・ケーブルテレビの地域情報番組等あらゆる広報媒体を通じて、本マップの活用方法や市民の皆様が暮らす地域にある最寄りの指定避難場所等の確認をしていただくよう啓発を行ってまいります。

また、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備の推進につきましては、各関係機関と連携を図りながら、対策を検討してまいります。(政策推進課)

本市における公立学校の耐震化率につきましては、平成20年度分の事業完了時34.8%となりますが、依然全国平均を下回る状況です。厳しい財政状況ではありますが、引き続き地震対策特別措置法に基づく「第3次地震防災緊急事業5ヶ年計画」を活用し、計画的に取り組んでまいります。なお、災害時の一時避難場所となります各校校舎・体育館等の耐震補強工事につきましては、平成20年度までに18棟が完了しております。(教育総務課)

耐震診断補助につきましては、平成10年度より実施しております。

耐震改修補助につきましては、耐震診断補助の実施状況を踏まえ、近隣市町の状況や市の財政

状況も考慮しながら検討してまいりたい。

(都市計画課)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市における治安対策の強化につきましては、129名の防犯委員を中心に泉南警察署などと連携し、年3回市内防犯パレードや駅前街頭啓発、各地区での毎月1回の地域安全パトロールや、犯罪が多発しやすい夏季・歳末に夜間のパトロールや市職員による週3回の青色パトロールを行い、犯罪予防に取り組んでいます。(生活福祉課)

生徒指導・問題行動・子どもの安全等において、警察との日常的な連携を行っているところである。また、毎月1回学警連絡会を開催し、広域的かつ定期的な連携も行っている。

子ども登下校時の安全確保については、地域ぐるみで「子どもを守るネットワークづくり」をスローガンに全市的に以下の施策を行っている。

市民ボランティアの子ども安全パトロール員による見守り活動の取り組み、毎月8日を「子ども安全の日」と位置付け、市を挙げて子どもの安全を最優先する気風を育てる取り組みを行っている。さらに、「青色防犯パトロール」活動を全小学校区で実施しており、地域ぐるみで子どもを守るための保護者・地域・学校の連携強化・推進に努めている。(指導課)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消の取り組みについては、従来からなにわ特産品・市振興作物への助成や、エコ農産物・食育の支援等々を通じ推進しています。加えて、今年度「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が施行され、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等を認定し育成支援する「大阪版認定農業者制度」の推進に、大阪府・関係団体等と協力し取り組んでおります。さらに、市独自の施策として、今年度市が開設した直販的施設に出品する農業者に対し、地産地消推進助成も開始したところです。

今後も、これらの施策を活用・拡大し、直接あるいは側面的に地産地消を推進・支援してまいりたいと考えています。

また、自給率や取り組みの目標値等の設定については、大阪府・関係機関等と協議・検討してまいりたいと思います。(農林水産課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

本市では、1995年に「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、その目的である部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るため、様々な課題をテーマとした少数向け「市民講座」や500名程度を対象とした大規模な「市民の集い」など様々な人権啓発活動を展開しております。また、人権救済の法整備に関する国への働きかけにつきましては、大阪府と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

(人権推進課)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市におきましては、1984年に「非核平和都市宣言」を行い、憲法を精神を市政に反映し継承していくため、様々な平和施策の取り組みを行っております。

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくため、毎年8月を「非核平和月間」と定め、市民の皆様とともに平和について考えるため「非核平和の集い」などを開催しております。

(人権推進課)